

岩手の企業と、共にごんばる!(財)いわて産業振興センター広報誌

産業
情報

いわて

Vol.

111

2011.JUN
平成23年6月10日

月刊

緊急特集

2

ごんばろう!岩手の産業

第2弾

～震災から2か月、
大船渡商工会議所の取り組み～

4 センターからのお知らせ
「震災関連情報サイト」

5 震災関連支援施策ガイド

8 メッセージを募集します
機械要素技術展 共同出展企業紹介

表紙の写真
大船渡港、大船渡魚市場の様子(5月13
日撮影)。撮影当日の朝には試験水揚げ
が行われ、港町に活気をもたらした

がんばろう! 岩手の産業

～震災から2か月、大船渡商工会議所の取り組み～

東日本大震災からおよそ2か月が経過した5月12日、第1回目となる大船渡市復興計画策定委員会が開かれた。

その翌日の5月13日、大船渡商工会議所を訪ね、同商工会の上野専務理事と新沼事務局長に大船渡市の産業の現状について話を伺った。

※取材内容は5月13日現在のものです。



事務局長 新沼和典氏



専務理事 上野直和氏

大船渡 大船渡商工会議所 仮事務所

所在地 / 〒022-0003
岩手県大船渡市盛町字町10-11
サンリアショッピングセンター2階
電話 / 0192-26-2141
FAX / 0192-27-1010
Eメール / ofunato@chive.ocn.ne.jp



3月11日の東日本大震災による大津波は、内陸部に奥まった地形の湾を擁する大船渡市にも例外なく被害をもたらした。大船渡湾に面し、盛川の河口付近に立地していた商工会議所の建物も2階部分まで浸水し、パソコンをはじめ、書類や資料のほとんどが流出した。現在は盛駅ちかくのショッピングセンター「サンリア」に仮事務所を構え、窓口相談などの業務を行なっている。

想像をはるかに超えた津波被害

地震があった3月11日、商工会議所には税務申告に訪れた大勢の人がいた。地震発生後すぐに全員を避難させ、職員も日頃の避難訓練のとおり300メートル離れた高台に避難した。「毎年当所では、50年前のチリ地震津波を教訓に避難訓練を行なってきました。避難先の高台から街が津波に飲み込まれ

ていくのを、呆然としながら見ていました」と上野専務理事。今回の津波は「チリ地震津波の比ではない」と語る。大船渡市内の道路に建てられていた「これより先、津波浸水想定区域」という標識も破壊され、被害の大きさを物語っている。

市内の8割の企業が被災 さまざまな相談案件に対応

4月20日の水産業を皮切りに、大船渡商工会議所では中小企業庁・中小企業基盤整備機構による仮施設（工場、事務所、店舗など）の入居説明会を開始した。現在、大船渡市内で仮施設の利用を希望する企業は180を超えている。（財）いわて産業振興センターの設備貸与と制度や、日本政策金融公庫の融資制度など、支援制度も整いつつある。しかし、仮設工場などを建設するための土地の選定、決定は市が行なうことになっており、浸水区域の土地利用についての方針が決定するまで、具体的な支援も宙に浮いた状態となる。

第1回目となる大船渡市の復興計画策定委員会が5月12日に開かれ、土地利用を含めた今後の復興については議論が始まったばかり。「早く雇用を行なわなければならない、大船渡職業安定所管内での離職者はすでに4000人を超えています」。

一刻を争う事態に上野専務理事の言葉にも力が入る。

大船渡市では6月末から7月上旬をメドに、今後の街づくりの方針が固まる見込みだという。それまでは相談窓口や相談会などを通じ、支援制度の周知徹底に全力を投じていく。

土地や設備のほかにも、今ある借入れに加え、さらに融資を受ける際、返済の見直しや減免、税金面での優遇支援など、負担の軽減化を要望する声は非常に多い。「一部の事業所が業務を再開しているとはいえ、もとの工場跡地にプレハブを置き、電話を1本通して取り次ぎのみを行なっているような状態です」と新沼事務局長。「直接の被害を受けた事業所は、市内の54%という数値が出ています。しかし、倉庫や関連設備などを含めれば、8割近くの企業が被害を受けていると我々は考えています」。津波から2か月あまりが経ち、一日もはやく事業を立ち上げたいという声は日を追うごとに強まっている。しかし、海沿いの工場や事業所が多く建ち並ぶ、津波が押し寄せた場所にはいまだに電気も水も通っていないのが現状だ。

経済から大船渡を元気に! 具体的な事業支援へ

商工会議所には、震災から2週間足らずで県内の商工会議所を皮切りに、全国各地から事務用品や携帯電話などの支援物資などが届きはじめた。3月24日にはテント2張りで「震災特別相談会」の開催にこぎつけた。4月に入ってから、市内8か所を回り金融や労働に関する相談会を行なってきた。現在はショッピングセンター「サンリア」内に仮事務所を構え「震災相談窓口」を常設。そのほかに、弁護士や社会保険労

2階部分まで浸水し、丸太などが突き刺さり窓ガラスもすべて割れている大船渡商工会議所の建物。地震当時は税務申告などのため多くの人が訪れていた



務士など、各分野の専門家を一堂に会した「ワンストップ相談会」も5月11日に2回目を開催し、今後も毎月開催することを決めている。「事業を立ち上げて雇用を確保する、それが街の活性化につながる。そのために、商工会議所は立ち上がりやすい環境を提供していきます」と上野専務理事。

取材当日によりやく浸水地域以外での全域電気復旧の見込みが立った大船渡市。水道の全域復旧見込みはいまだに立っていない。しかし、生活支援のメドは徐々に近づいてきた。大船渡湾のシンボリック的存在である、太平洋セメントの工場の煙突にも5月10日に電気が灯るようになった。取材当日の朝には大船渡港での試験水揚げも行なわれ、6月には大船渡産の魚介類が市場に出される見通しだ。「今からようやく経済支援に真剣に取り組める段階。早く商売をしたい、その一言です。商工会議所がバックアップを行い、大船渡に夢と希望を与えていきます」。港が活気を取り戻す日も遠くない、大船渡の街は復興に向けてスタートを切っている。



岩手県信用保証協会
大船渡相談所



商工会議所では27名の職員が、窓口業務や事務処理、外勤など幅広く行なっている



震災の原状復旧完了後、大船渡市では、工場の再建に向けた支援を各町から出している

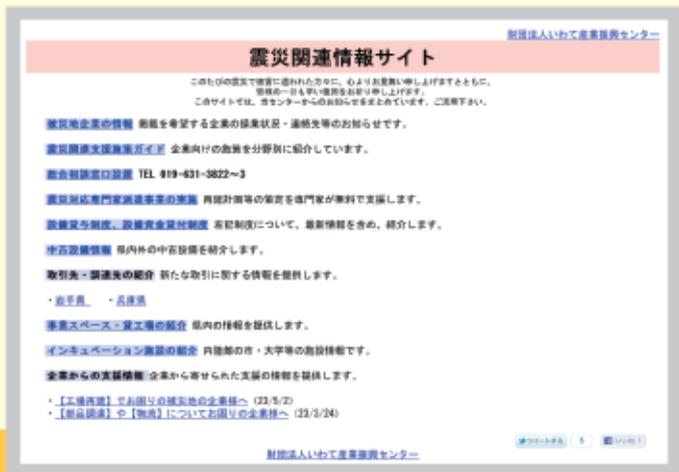


奇跡的に津波の被害を免れた大船渡商工会議所所有の千石船「気仙丸」(写真奥)。今後は大船渡市の復興に向けた活躍が期待される

(財)いわて産業振興センターからの お知らせ

このたびの震災で被害に遭われた方々に、
心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の
一日も早い復興をお祈り申し上げます。
東日本大震災に関し、センターで提供している

サービス等をお知らせするため、当センターのホームページ上に
「震災関連情報サイト」を設け、随時最新情報を掲載しています。その内容をご紹介します。
インターネットをご覧になれる方は <http://www.joho-iwate.or.jp/s11/> からご覧ください。



■ 震災関連情報サイト



二次元コード

※インターネット閲覧機能のある携帯電話でもご覧いただけます。上記の二次元コードを読み込んでください。ただし、機種によっては一部ページ(PDF等)が開けない場合があります。また、パケット料金(通信料)が高額になることもありますので、ご注意ください。

■ サイト内容のご紹介

・被災地企業の情報

センターでは県内企業の被災状況・連絡先等の情報を収集、随時提供しています。被害に遭ったことで、通信手段が遮断されたり、ホームページの更新ができなくなっている企業も多いことから、当センターで情報を提供するものです。最新情報は上記アドレスにて公開しています。県内企業であれば登録可能です。FAX・メール等で掲載申込できます。

・震災関連支援施策ガイド

国・県など各団体で行っている、震災関連の支援施策を当センターでひとまとめにし、最新情報を公開しています。なお、今月号にも掲載しましたので、ご参考にして下さい。

・総合相談窓口の開設

従来より設けている相談窓口にて、被害を受けた中小企業者に対する経営相談を受け付けています。お気軽にお電話ください。直接センターにおいていただくこともできます(この場合も、事前に電話にてお問い合わせください)。

受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日の受付は終了いたしました)

受付体制 コーディネーター・センター職員が対応します。

お問い合わせ電話番号 019-631-3822～3823

・震災対応専門家派遣事業

東日本大震災で被災した中小企業の方が、再興のための経営計画等の策定を行う際に無料で専門家を派遣する事業です。

企業側の負担はありません。震災で被災した県内の中小企業が対象です。専門家は当センターに登録されている専門家(5月現在155名)が派遣できます(専門家登録は随時受け付けます)。

お問い合わせ電話番号 019-631-3823

・設備貸与制度、設備資金貸付制度

今般の大震災により被害を受けた岩手県内の設備貸与制度、設備資金貸付制度の利用者の方を対象に下記の対応を実施しております。

1. 3ヶ月の償還延納

(1)対象者：震災で直接被害および間接被害を受けた方

(2)内容：設備貸与等の約定支払期間の3ヶ月延長(4～6月)と、その間発生する違約金の免除を認めます。3ヶ月の延納期間は金利(貸与損料等)をいただきません。

2. 償還金等の減免(現在、国および県と協議中)

(1)対象者：震災の直接被害を受け対象設備が滅失等により使用不能となった方

(2)内容：一定の条件により震災以後に期日到来する償還金等を減免・免除します。

3. 償還期間の延長(現在、国および県と協議中)

(1)対象者：震災の直接被害を受け資金繰りに支障をきたしている方

(2)内容：一定の条件により震災以後に期日到来する償還期間を最大2年間延長します。

4. その他

現行の割賦損料(利率)の低減等を含め貸与制度の改正を検討中です。

お問い合わせ電話番号 019-631-3821

・中古設備情報

県内外の企業から寄せられた、譲渡可能な遊休設備の情報を提供しています。企業側からのリクエストについても情報提供しています。

お問い合わせ電話番号 019-631-3822

・取引先・調達先の紹介

製造業の企業間取引あっせんについて、岩手県内の情報のほか、現在、兵庫県など他県からも発注情報が寄せられています。インターネット上で確認できますので、上記アドレスからご覧ください。

・事業スペース、貸工場、インキュベーション施設の情報

中小企業者等向けの事業用施設の情報(岩手県内陸部)についてまとめております。上記アドレスからご覧ください。

・その他、企業等からの情報

県内外の企業等から寄せられた支援情報についても随時掲載していきます。

震災関連支援 施策ガイド



被災された企業の皆様へ

下記の情報は5月時点のものであり、今後変更されることがあります。最新情報はセンターのホームページ上で公開しておりますので、インターネット回線が通じている方は、そちらも参考にしてください。
※対象について、「直接被害」とは「震災で被災した中小企業者」、「間接被害」とは「直接被害者と取引関係がある、もしくは災害に伴う風評被害を受けている中小企業者」です。条件が設定されていたり、市町村の発行する罹災証明が必要な場合があります。
※下記に関するご質問、またはご相談は「相談窓口」にて受け付けております。TEL 019-631-3822~3

<http://www.joho-iwate.or.jp/s11/ssg11.html>

資金繰り支援 ※特記なき場合、使用用途は設備資金、運転資金

<p>制度 (連絡先) 東日本大震災復興特別貸付</p> <p>対象/直接被害、間接被害、震災の影響により業況が悪化している方</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額 日本政策金融公庫 中小事業 7.2億円 国民事業 4,800万円 商工中金 7.2億円 設備資金 15年以内、 運転資金8年以内(据置期間:最大3年) ○貸付期間 日本政策金融公庫 中小事業 1.75% 国民事業 2.25% 商工中金 1.75% ○利率 	<p>(日本政策金融公庫 0120-154-505、商工中金 0120-079-366)</p> <p>※直接被害者(地震、津波の被害を直接受けた方)、間接被害者(直接被害者の事業活動に相当程度依存)は左記に加え下記の別枠での利用可能。利率の優遇措置あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額 日本政策金融公庫 中小事業 3億円 国民事業 6,000万円 商工中金 3億円 ○貸付期間 設備資金 15年以内(直接被害者は20年以内)、 運転資金 15年以内 (据置期間:直接被害者最大5年、間接被害者最大3年)
<p>制度 (連絡先) マル経融資(震災特枠)</p> <p>対象/直接被害、間接被害</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象 常時使用する従業員が20名以下(商業・サービス業は5名以下)の法人、個人事業主で、商工会、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている ○貸付限度額 1,000万円 ○金利 ○貸付期間 	<p>(各商工会、商工会議所)</p> <p>貸付後当初3年間通常利率から▲0.9% 設備資金10年以内(据置期間2年以内) 運転資金7年以内(据置期間1年以内) (※通常枠のマル経融資とは別枠)</p>
<p>制度 (連絡先) セーフティネット貸付(経営環境変化資金)</p> <p>対象/一時的に業況の悪化をきたしている中小企業者</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資額 4,800万円以内 ○返済期間 設備資金 15年以内 <据置期間3年以内> 運転資金 5年以内(特に必要な場合8年以内) ○保証人・担保 	<p>(日本政策金融公庫 0120-154-505)</p> <p><据置期間1年以内(特に必要な場合3年以内)> 応相談</p>
<p>制度 (連絡先) 災害復旧資金</p> <p>対象/直接被害、間接被害</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資金用途 設備資金(長期)、運転資金(長期・短期) ○貸付額 元高20億円以内、 残高1億5千万円以内(組合:残高4億5千万円以内) ○貸出期間 	<p>商工組合中央金庫(商工中金 0120-079-366)</p> <p>設備:10年以内(据置2年以内) 運転:10年以内(据置2年以内)</p>
<p>制度 (連絡先) 経営環境変化対応資金</p> <p>対象/景況悪化により一時的に売上等の減少等の要因で業況に影響を受け資金繰りに支障をきたしている事業者</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資金用途 設備資金(長期)、運転資金(長期・短期) ○貸付額 元高20億円以内、残高7億2千万円以内 ○貸出期間 	<p>商工組合中央金庫(商工中金 0120-079-366)</p> <p>設備:15年以内(据置3年以内) 運転:8年以内(据置3年以内)</p>
<p>制度 (連絡先) 岩手県中小企業災害復旧資金</p> <p>対象/直接被害</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額 1,000万円 ○貸付期間 10年以内(据置期間3年以内) ○貸付利率 【固定金利】年1.7%~1.9% ○担保 ○保証人 ○信用保証 	<p>(岩手県経営支援課 019-629-5542)</p> <p>不要 原則として法人における代表者を除き不要 負担なし(県が全額補給)</p>
<p>制度 (連絡先) 中小企業経営安定化資金(災害対策枠)</p> <p>対象/直接被害、間接被害</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資金用途 運転資金 ○融資限度額 8千万円以内 ※セーフティネット保証を適用する場合は、別枠で8千万円以内 ○融資期間 15年以内(据置期間3年以内) ○融資利率 (固定金利)年2.1%~2.5% ※セーフティネット保証(1号~6号)を利用する場合は、年0.1%引下げ ○保証料率 ○担保 ○保証人 	<p>(岩手県経営支援課 019-629-5542)</p> <p>経営状況に応じ年0.45~1.50%(9区分) セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付す 金融機関の所定の条件 原則として法人における代表者を除き不要</p>

制度 (連絡先)	東日本大震災復興緊急保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象/直接被害、間接被害		
概要	<input type="radio"/> 対象資金 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 <input type="radio"/> 保証限度額 (災害関係保証、セーフティーネット保証、一般保証とは別枠) 普通:2億円 無担保:8千万円(普通・無担保合計 2億8千万円) 無担保無保証人:1,250万円	<input type="radio"/> 保証料率 0.8%以下 <input type="radio"/> 保証人 代表者保証のみ (第三者保証人については、原則不要)
制度 (連絡先)	災害関係保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象/直接被害		
概要	<input type="radio"/> 保証限度額 (一般保証と別枠、セーフティーネット保証と同枠) ・個人、会社 無担保8千万円(特別小口 1,250万円)、 普通2億円 ・組合 無担保8千万円(特別小口 1,250万円)、 普通4億円	<input type="radio"/> 保証期間 運転資金10年以内(据置期間3年以内) 設備資金15年以内(据置期間3年以内) <input type="radio"/> 信用保証料率 年0.70%(特別小口は0.48%) <input type="radio"/> 担保 必要に応じ徴求 <input type="radio"/> 保証人 原則として法人における代表者を除き不要
制度 (連絡先)	セーフティーネット保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象/直接被害、間接被害		
概要	<input type="radio"/> 保証限度 (一般保証限度額と別枠、災害関係保証と同枠) 普通保証 2億円以内	無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 1,250万円以内
制度 (連絡先)	一般保証	(岩手県信用保証協会 0120-972-150)
対象/震災と関係なく、中小企業者であれば対象		
概要	<input type="radio"/> 保証限度額 普通保証 2億円以内 無担保保証 8,000万円以内	
制度 (連絡先)	県制度融資の返済期間の延長措置(最大3年間)	(岩手県経営支援課 019-629-5542)
対象/直接被害、間接被害		
概要	<input type="radio"/> 期間 最長3年間(据置期間としての設定も可) <input type="radio"/> 対象となる制度 既に借入れがある、岩手県の制度融資 岩手県商工観光振興資金、岩手県小口事業資金、岩手県中小企業経営安定資金ほか	
制度 (連絡先)	設備貸与・設備資金貸付における償還延納	(財団法人いわて産業振興センター 019-631-3821)
対象/直接被害、間接被害 借入れ残高があり、震災によって返済が困難となっている利用者		
概要	<input type="radio"/> 期間 3か月間 ※延納期間中、金利は発生しない	

雇用対策 (厚生労働省 問い合わせは最寄りのハローワークへ)		
制度	雇用調整助成金	休業手当への助成金
概要	<input type="radio"/> 対象 休業、教育訓練、出向 <input type="radio"/> 受給の要件 雇用保険の適用事業主で、売上高、生産量等が5%以上減少している事業主 <input type="radio"/> 受給額 ・休業 休業手当相当額の2/3(上限あり) 支給限度日数:3年間で300日 (休業及び教育訓練)	・教育訓練 賃金相当額の2/3(上限あり) 上記の金額に事業所内訓練の場合1人1日2,000円を加算 事業所外訓練の場合1人1日4,000円を加算 ・出向 出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)
制度	雇用保険失業給付	失業手当受給
概要	<input type="radio"/> 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給することができます。	<input type="radio"/> 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
制度	特定求職者雇用開発助成金	被災者雇用への助成
概要	<input type="radio"/> 新たにハローワーク等の紹介により高齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業	主、65歳以上の離職者や被災した退職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

店舗・工場 中小企業庁、中小企業基盤整備機構		
制度 (連絡先)	仮設店舗、仮設工場等の整備	(各市町村)
概要	<input type="radio"/> 事業者からの入居希望を市町村がとりまとめ、中小企業基盤整備機構(中小機構)が施設を整備し、事業者が入居します。 <input type="radio"/> 店舗、事務所は50m程度、工場は100m程度を想定しています。	<input type="radio"/> 天井照明、電源、上下水道、共同トイレ、電話回線、TVアンテナなどは整備されますが、追加の照明、通信契約、什器などについては入居者が個別に用意する必要があります。

<p>制度 (連絡先) 中小企業等グループに対する補助</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。 	<p>(中小企業基盤整備機構 0570-064-350)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 複数の中小企業等から構成されるグループ(中堅・大企業の参画も可)、事業協同組合等の組合、商店街 ・補助率 国1/2以内、県1/4以内
<p>制度 (連絡先) 組合に対する補助</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助します。 ・対象 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会 	<p>(中小企業基盤整備機構 0570-064-350)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設 事業協同組合等の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む) ・補助率 国1/2以内、県1/4以内
<p>制度 (連絡先) 高度化貸付の既往債権の整理・償還猶予</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度化貸付の借入れがある事業者に対し、以下の措置を行います。 ・震災により、損壊、流失、床上浸水や、道路・電気・ガス・水道等が破損するなど 	<p>(中小企業基盤整備機構 0570-064-350)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甚大な被害を受けた事業者…3年以内の償還猶予(利息猶予)、償還期限延長 ・震災の影響で売上げの減少が見込まれる事業者…1年以内の償還猶予

<p>■ その他</p>	
<p>制度 (連絡先) 国税納付期限延長、還付等</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人 申告・納付等の期限延長 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例 被災代替資産等の特別償却の特例 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例など ○個人 所得税関係…申告・納付等の期限延長、所得税の軽減又は免除(雑損控除または災害減免法の適用)、源泉所得税の徴収猶予・還付、予定納税額の減額、納税の猶予、(事業所)純損失の繰越控除など 法人、個人ともに消費税、登録免許税、自動車重量税、印紙税関係で被災者向け措置あり 	<p>国税庁(問い合わせ先…最寄りの税務署)</p>
<p>制度 (連絡先) 小規模企業共済</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掛け金納付期限延長 <ul style="list-style-type: none"> ・津波被害が甚大な地域の契約者 掛け金の納付期限を6ヶ月延長 ・上記以外の被災地域の契約者 掛け金の納付期限を5ヶ月延長 ○特例災害時貸付 対象 所有する事業資産が直接被害を受けた契約者(平成23年4月時点で、契約者貸付の貸付限度額が50万円以上となる方) <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率:0%(無利子) ・貸付額:50万円~2,000万円 ・貸付期間:貸付額が500万円以下の場合、4年(据置期間1年を含む) 貸付額が505万円以上の場合、6年(据置期間1年を含む) ○災害時貸付 対象 震災の影響により1カ月の売上が前年同月に比して減少することが見込まれる契約者 (平成23年4月時点で、契約者貸付の貸付限度額が50万円以上となる方) <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利:年0.9% ・貸付額: 50万円~1,000万円 ・貸付期間:貸付額500万円以下の場合3年 貸付額505万円以上の場合5年 ○延滞利子1年免除 平成23年3月11日時点で貸付を受けている場合(約定償還日が同2月1日以降)、延滞利子を1年間免除。 	<p>中小企業基盤整備機構 050-5541-7171</p>
<p>制度 (連絡先) 中小企業倒産防止共済</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掛け金、償還金納付期限延長 <ol style="list-style-type: none"> 1)津波被害が甚大な地域の契約者 ・掛け金の納付期限を6ヶ月延長 ・償還金の償還期日を6ヶ月繰り下げ 2)1以外の被災地域の契約者 	<p>中小企業基盤整備機構 050-5541-7171</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛け金の納付期限を5ヶ月延長 ・償還金の償還期日を5ヶ月繰り下げ ○共済事由に「災害による不渡り」を追加 ○6ヶ月の返済猶予
<p>制度 (連絡先) 中小企業退職金共済</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申出により、中小企業退職金共済掛金(平成23年4月から平成24年3月)の納付期限を最長1年間延長できる手続きを簡素化します。 	<p>勤労者退職金共済機構 03-3436-0151(内線:554~556)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文書、FAX、電話による掛金の納期延長の申出ができます。

ガイドブックのダウンロードほか (5ページのホームページにリンクがあります)

- 岩手県**
・地震・津波被災等中小企業の皆様への資金繰り等の対応について
- 財団法人いわて産業振興センター**
・設備貸与制度のご案内、設備資金貸付制度のご案内

- 中小企業庁**
・中小企業向け支援策ガイドブック
- 厚生労働省**
・東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A

相談窓口

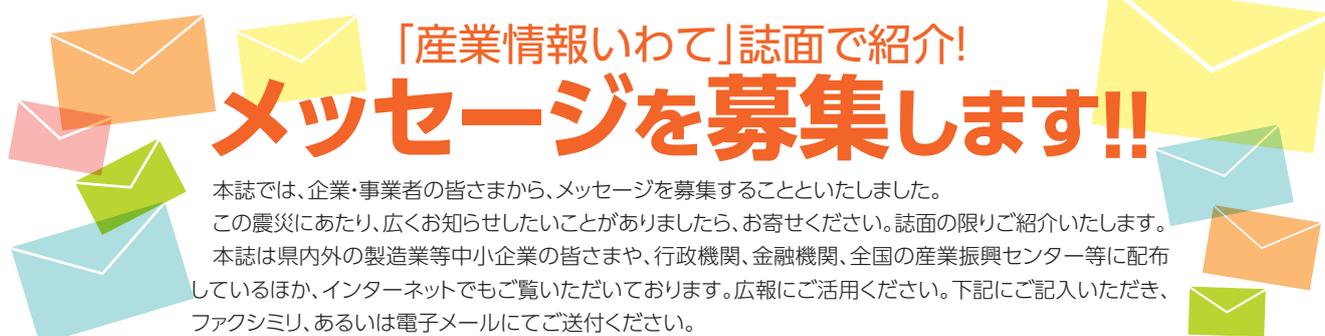
- 県融資制度の紹介、資金繰り相談
岩手県経営支援課 019-629-5541~3
- 経営相談、金融相談
財団法人いわて産業振興センター 019-631-3823
岩手県商工会議所連合会(盛岡商工会議所) 019-624-5880
岩手県商工会連合会 019-622-4165
岩手県中小企業団体中央会 019-624-1363

- 信用保証に関する相談
岩手県信用保証協会 0120-972-150
- 中小企業電話相談ナビダイヤル
東北経済産業局・中小企業課 0570-064-350
- 預金、融資、証券、生命・損害保険などの相談
東北財務局・盛岡財務事務所 019-625-3351
- 融資・返済相談
日本政策金融公庫 0120-154-505
商工組合中央金庫(商工中金)0120-079-366

- 貿易輸出相談
ジェトロ盛岡貿易
相談センター
019-651-2359



東日本大震災に負けない、県内外に向けた企業の広報に!



「産業情報いわて」誌面で紹介! メッセージを募集します!!

本誌では、企業・事業者の皆さまから、メッセージを募集することといたしました。
この震災にあたり、広くお知らせしたいことがありましたら、お寄せください。誌面の限りご紹介いたします。
本誌は県内外の製造業等中小企業の皆さまや、行政機関、金融機関、全国の産業振興センター等に配布しているほか、インターネットでもご覧いただいております。広報にご活用ください。下記にご記入いただき、ファクシミリ、あるいは電子メールにてご送付ください。

企業名	(株)、(有)等も記入してください
住所	(市町村名のみ掲載します)
連絡先(電話等)	<input type="checkbox"/> 公表しない場合はチェック
担当者名	<input type="checkbox"/> 公表しない場合はチェック
メッセージ	

※原稿は一部割愛・修正することがあります。

宛先 **FAX 019-631-3830** メール **joho@joho-iwate.or.jp**
(題名「広報誌メッセージ」などとしてください)

平成23年度「機械要素技術展」 岩手県ブース共同出展企業紹介 **～がんばろう!岩手～**

“ものづくり企業”の国内最大級の展示会として知られる「第15回機械要素技術展」に「元気な岩手」をアピールするとともに、新規取引先開拓を行う目的で下記12企業、2機関が出展いたします。

同展示会来場の際は、ぜひ岩手県共同出展ブースにお立ち寄り下さい。

1 開催時期

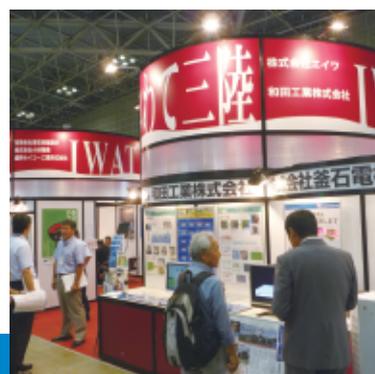
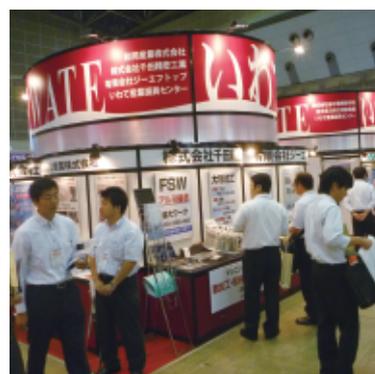
平成23年6月22日(水)～24日(金) 10:00～18:00
※24日(金)は17:00終了

2 出展場所

東京ビッグサイト(東京国際展示場)東4ホール 小間No.46-6
<http://www.bigsight.jp/>

岩手県内 企業出展一覧

- ・(株)エイワ
- ・(株)大槌製作所
- ・(株)共立精工
- ・(株)小林精機
- ・三共化成(株)岩手工場
- ・(有)ジーエフトップ
- ・(有)青匠回路設計
- ・(株)千田精密工業
- ・長尾工業(株)岩手営業所
- ・(株)ミクニ
- ・盛岡セイコー工業(株)
- ・和田工業(株)
- ・和同産業(株)
- ・(財)いわて産業振興センター



機械要素技術展webサイト <http://www.mtech-tokyo.jp/>

